

県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書

厚生労働省が発表した平成 23 年の合計特殊出生率は前年と同率の 1.39 となった。人口を維持するのに必要な 2.08 への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移している。宮城県の平成 23 年度の合計特殊出生率は、前年の 1.30 から 1.25 と下降している。少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策への有効施策となっており、乳幼児医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として全国の多くの自治体で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も多く、早期発見・早期治療、治療の継続を確保するうえで、医療費助成制度はきわめて重要な役割を担っている。

現在、宮城県の乳幼児医療費助成制度は、通院 2 才まで、入院は就学前までが対象で、全国的に見ても最低水準の 3 県のうちのひとつである。全国では 2012 年 10 月現在、39 都道府県で通院を就学前まで助成しており、そのうち、群馬県・東京都・鳥取県・静岡県は 15 才年度末まで助成している。

一方、県内自治体の乳幼児または子ども医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、助成内容に格差が生じている現状である。このような自治体の施策を一層充実させ、安心して子どもを産み育てることのできる社会を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、県による支援が不可欠である。

被災からの復旧・復興をすすめるうえでも、県の乳幼児医療費助成制度の拡充は自治体の財政負担を軽減し、県政による被災地支援につながるものである。

よって、宮城県におかれては、県による乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を義務教育就学前まで拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 3 日

東松島市議会 議長 滝 健一

宮城県知事 村井 嘉浩 様